

最高裁秘書第1345号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪家庭裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

専門職後見人の複数選任事案における申合せ（平成29年9月11日付）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年7月9日付け

2 答申番号

令和6年度（情）答申第37号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）